

第5節 資源循環

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、環境に大きな負荷を与えるとともに、排出されたごみの処理において様々な問題が発生しています。

このような現状を見直し、より良い環境を次世代につなぐために、限りある資源を大切にする持続可能なまちを目指します。

【奈良市環境基本計画（改訂版）中間見直しの関連指標】

指標				平成28年度	平成29年度	目標値 (令和3年度)	担当
産業廃棄物の最終処分率(%)				0.7	0.8	0.5	廃棄物対策課
単年度達成率	進捗率	波及効果	効率性	推進会議のコメント			
3	2	2	2				
総合評価		前年度からの進捗		社会構造の変化に伴い、人口減少による空き家増加などにより廃棄物を取り巻く課題は大きい。多量排出事業者に対して立入調査を継続して実施するとともに、国レベルでの対策も訴求していく必要はある。			
B		現状維持					

指標				平成29年度	平成30年度	目標値 (令和3年度)	担当
不適正処理(不法投棄、野外焼却等)件数のパトロール総箇所数に対する割合(%)				7	7	2	廃棄物対策課
単年度達成率	進捗率	波及効果	効率性	推進会議のコメント			
2	2	3	3				
総合評価		前年度からの進捗		日常的な監視パトロールの実施、不法投棄は犯罪であることの広報及び県や警察、市民(自治会等)と連携した情報共有により、不法投棄や野外焼却を未然に防止し最小限に止めることを期待したい。			
B		現状維持					

指標				平成29年度	平成30年度	目標値 (令和3年度)	担当
不法投棄警告センサー設置箇所数(箇所)				23	23	28	まち美化推進課
単年度達成率	進捗率	波及効果	効率性	推進会議のコメント			
5	1	2	2				
総合評価		前年度からの進捗		防止センサーから監視カメラの設置に切り替えたことは、実態に合わせた効果的な施策変更で評価できる。今後、監視カメラの整備を行うとともに、悪質な不法投棄をきちんと摘発して不法投棄ゼロを目指して推進してほしい。			
B		現状維持					

【実施事業】

1 使用済自動車のリサイクル

自動車リサイクル法関係業の登録・許可及び指導等に関する事務を行っています。

(表3-5-1) 使用済自動車に係る登録・許可業者数

登録・許可の種類	市内業者	県内の市外業者	県外業者	合計
使用済自動車引取業（登録）	51	9	8	68
使用済自動車フロン類回収業（登録）	28	7	4	39
使用済自動車解体業（許可）	11	2	2	15
使用済自動車破砕業（許可）	0	1	1	2
合計	90	19	15	124

2 建設廃棄物対策（建設リサイクル法）

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割をしめており、建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、全国で年間約8,300万トン（平成14年度）になります。

そこで、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成14年（2002年）5月30日に施行され、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた一定規模以上の工事（表3-5-2）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務付けられました。その結果、建設廃棄物の排出量は約7,600万トン（平成20年度）に減少しています。

(表3-5-2) 建設リサイクル法に係る規模の基準

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計80m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計500m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額1億円以上
その他の工作物に関する工事 （宅地造成・擁壁工事などの土木工事等）	請負代金の額500万円以上

また、建設リサイクル法においては、国や地方公共団体等の発注する工事については届出に代えて通知を行えばよいこととされています。

奈良市における建設リサイクル法の届出件数・通知件数は、(表3-5-3) のとおりです。

(表3-5-3) 建設リサイクル法による年間届出・通知件数

	届出件数（件）	通知件数（件）
平成26年度	638	76
平成27年度	757	95
平成28年度	717	135
平成29年度	779	117
平成30年度	763	155

平成14年5月30日法施行後の14年度（2002年度）、本市は解体業者、建設業者、不動産業者の各協会の協力のもと担当者に啓発を行い、翌平成15年度（2003年度）は強化パトロールを実施し、関係各業者に指導を行いました。平成16年度（2004年度）は開発に伴う造成工事等のパトロールに重点を置き、平成17年度（2005年度）より届出に基づく届出シール（工事現場での建設業等の標識への添付用）の配布をしています。

平成30年度（2018年度）は、昨年度に引き続きパトロールに重点を置き、現場における適正な分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施を推進していきます。

3 産業廃棄物対策

産業廃棄物が適正に処理されるよう、産業廃棄物処理業・処理施設の許可、産業廃棄物の不法投棄防止の指導等の産業廃棄物対策に関する事務を行っています。

（表3-5-4）産業廃棄物処理業者数

許可の種類	市内業者	県内の市外業者	県外業者	合計
産業廃棄物収集運搬業 （積み替え・保管を含まない）	5	0	7	12
産業廃棄物収集運搬業 （積み替え・保管を含む）	6	0	0	6
産業廃棄物処分業（中間処理）	5	2	1	8
特別管理産業廃棄物収集運搬業 （積み替え・保管を含まない）	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物処分業 （中間処理）	1	0	0	1
合計	17	2	8	27

（表3-5-5）監視パトロール、苦情処理及び多量排出事業所立入件数

	出動日数 （日）	出動か所 （か所）	不法投棄等 に対する指導件等 （件）	野焼き行為に 対する指導等 （件）	指導継続中
					不法投棄
監視パトロール	133	*960	33	1	0
苦情処理	—	*13	36	26	—
多量排出 事業所立入	4	4	—	—	—
合計	*137	*977	69	27	0

* 延べ数

4 不法投棄防止対策

ごみの不法投棄は、都市美観を損ない、付近の生活環境を著しく低下させることとなります。これに対応するためにパトロールや市民の通報による不法投棄ごみの処理、指導等を行っています。不法投棄されやすい箇所につきましては、要望者に不法投棄警告の立て看板を交付するとともに、平成10年度（1998年度）から不法投棄警告センサー（23か所）等を設置しています。

また、産業廃棄物の不法投棄に対する監視パトロール等を実施し、指導を行っています。